

平成23年(ヨ)第82号 敦賀原発再稼動禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻 義 則 外45名

債務者 日本原子力発電株式会社

審理促進に関する申入書

2013年2月1日

大津地方裁判所民事部保全係御中

債権者ら訴訟代理人弁護士

井 戸 謙 一



代

吉 川 実



代

石 川 賢 治



代

向 川 さ ゆ り



石 田 達 也



永 芳 明



高 橋 陽 明



筋 立 明



脇 田 喜 智 夫



渡 辺 輝 人

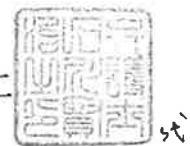


高 橋 典 明



弁護士井戸謙一復代理人弁護士

加 納 雄 二



平成25年1月30日に開催された第7回審尋期日（以下「今回期日」という。）において、債権者側は、債務者主張に対する反論を予定していたが、早期の決定を求めるため、あえて反論をしないこととし、何の主張、立証も提出せず、貴裁判所に対し、早期に決定を出すことを求めた。債務者側からも何の主張、立証も提出されなかつた。債務者代理人は、審理が続くのであれば、敦賀原発における破碎帯調査の結果を提出する旨の意向は示されたが、破碎帯調査の結果が出るまで決定を待ってほしいという要望があつたものではなかつた。

以上によれば、本件事件は、裁判所が決定をするに十分熟していることは明らかであり、審理を終え、速やかに決定をするのが裁判所の職責であった。’

しかるに、貴裁判所は、原子力規制委員会が実施している敦賀原発敷地の破碎帯調査の推移をみたいとして、次回期日を2か月半も先の平成25年4月17日に指定された。貴裁判所の真意は、原子力規制委員会が敦賀原発の破碎帯について何らかの結論を出してから、それを踏まえて本件の決定を出したいという点にあるとしか考えられない。

行政の判断は、様々な政治的圧力、思惑、既得権益、パワーバランス等の影響を受ける。そういうものとは無関係に、適切な事実認定と合理的な法的思考によって判断する点に司法の存在意義がある。行政の判断を待ち、それに追随するのでは、司法の存在意義はない。「司法」は、市民の支持と信頼によって支えられている。市民の信頼を失うことは、「司法の独立」の基盤を掘り崩すことである。

本件は、敦賀原発1、2号機の廃炉を求める民事訴訟ではなく、福島第一原発事故の原因を踏まえた新しい安全指針類が制定され、それに適合したとする定期検査が完了するまで再稼動することを仮に禁止することを求める民事仮処分事件である。既に申立てから約1年3か月が経過していて、迅速に決定を出すべき民事仮処分事件としては、異例の長時間が経過している。敷地の破碎帯の評価は、争点の一つではあるが、他にも多くの争点があり、破碎帯についての原子力規制委

員会の判断が出なければ決定ができないというものでは、全くない。

債権者ら代理人は、貴裁判所に対し、貴裁判所が指定された次回期日を職権で取消し、本件について速やかに決定を出し、裁判所の職責を果たされるよう求める。

福島第一原発事故が起こり、今まで原発訴訟において、ことごとく原告側の請求を退けてきた司法に対し、市民から厳しい目が向けられた。しかし、それでも、多くの市民は、司法にお期待を寄せ、全国で、原発の運転差止め等を求めて多数の訴えを提起した。その数は、少なくとも 17 件に及ぶ。福島第一原発事故後の原発訴訟について、裁判所が、どのような姿勢で審理に臨み、どのような判断を下すのか、多数の市民が注視している。

貴裁判所が、これら市民の期待に応える訴訟運営をされることを切望する。

以上